

規 則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十七号

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十八年埼玉県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項各号を次のように改める。

一 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。次号において「法」という。）第十五条ただし書の規定によりフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合においては、保護者が当該青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握する等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。

二 法第十六条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をする場合においては、保護者が当該青少年のインターネット接続役務の利用状況を適切に把握する等により当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること又は保護者が当該フィルタリング有効化措置を講ずること。

第五条に次の一項を加える。

3 条例第二十一条の四第一項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子計算機又はその周辺機器を使用し、第一項第一号又は第二号に掲げる正当な理由及び前項に掲げる事項を入力又は確認した保護者の署名が電磁的記録として記録されたものを提出する方法

二 第一項第一号又は第二号に掲げる正当な理由及び前項に掲げる事項を記載した書面をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により電磁的記録に変換し、電気通信回線を通じて送信する方法

三 前二号に類する方法として知事が定める方法

第六条の見出し中「説明すべき事項」を「交付する説明書の記載事項」に改め、同条第一項各号を次のように改める。

一 携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が有害情報の閲覧をすることがあること。

二 フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びにフィルタリング有効化措置の必要性及び内容

三 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出又はフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、条例第二十一条の四第一項に規定する正当な理由が必要であること。

第六条第二項中「携帯電話インターネット事業者」を「携帯電話インターネット事業者等」に改める。

第七条第一項中「第二十一条の四第三項」を「第二十一条の四第五項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第二十一条の四第三項」を「第二十一条の四第五項第二号」に、「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」を「電磁的記録」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 条例第二十一条の四第五項第三号に規定する規則で定める事項は、条例第二十一条の四第一項に規定する正当な理由及び第五条第二項各号に掲げる事項とする。第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

様式第六号中「(第10条関係)」を「(第9条関係)」に改め、同様式裏中「~~携帯電話事業者~~」を「~~携帯電話事業者~~」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。